

平成 29 年度

行政視察報告書

大船渡市議会 総務常任委員会

総務常任委員会行政視察概要

I 視察年月日 平成29年10月10日(火)～12日(木)

II 視察先及び視察項目

- 1 兵庫県宍粟市(10月10日)
 - コンパクトシティ施策について
 - 移住・定住施策について
- 2 滋賀県高島市(10月11日)
 - 若者の定住・移住促進事業について
- 3 大阪アンテナショップ(10月11日)
 - 青森・岩手ええもんショップについて
- 4 大阪府(10月12日)
 - 住宅つき就職支援プロジェクトについて

III 視察参加者 議員6名、市当局職員1名、事務局随員1名、計8名

委員長	今野善信
副委員長	淵上清
委員	志田嘉功
委員	伊藤力也
委員	船砥英久
委員	田中英二
当局職員	木川田大典〔企画政策部長〕
随員	菊池美佳

◎ 目次

I 兵庫県宍粟市	
1 宍粟市の概要	2
2 コンパクトシティ施策について	3
3 移住・定住施策について	8
II 滋賀県高島市	
1 高島市の概要	11
2 若者の定住・移住促進事業について	12
III 大阪アンテナショップ	
1 青森・岩手ええもんショップについて	20
IV 大阪府	
1 大阪府の概要	21
2 住宅つき就職支援プロジェクトについて	22

I 兵庫県宍粟市

1 宍粟市の概要

市制施行 平成 17 年

人 口 38,827 人

世 帯 数 14,640 世帯

面 積 658.54 km²

産業別人口比率 第 1 次 5.1% 第 2 次 39.9% 第 3 次 55.0%

議 員 16 人（定数 16 人） 議会事務局職員 6 人

財 政 平成 29 年度一般会計予算 44,281,557 千円

（歳入内訳：市税 20.1%、地方交付税 42.3%、国庫支出金 8.1%、
県支出金 7.5%、その他 11.3%、市債 10.7%）

特別会計予算（4 会計）13,766,807 千円

企業会計（3 会計）7,254,750 千円

○地勢

宍粟市は、兵庫県中西部に位置し、中国自動車道と山陽、山陰を結ぶ国道が交差する西播磨内陸の交通の要衝であり、神戸まで約 100 km、大阪まで約 140 km の位置関係にある。東西約 32 km、南北約 42 km と広く、面積は 658.54 km² で県土の 7.8% を占める。大部分を山地が占めており、県下最高峰の山々がそびえ、一級河川の揖保川や日本名水百選の千種川を有する。北部は寒冷多雨で冬季は積雪が多く、南部は温暖な気候となっている。

○沿革

宍粟市は宍粟郡山崎町・一宮町・波賀町・千種町の 4 つの町が平成 17 年 4 月 1 日に合併し誕生した。奈良時代に編纂された「播磨国風土記」によると、7 つの里をもって宍粟郡（しさはのこおり）として建郡され、風土記に記された播磨の国の開拓神「伊和大神」の本拠地であるとされており、古代からの遺跡をはじめ、南北朝時代から戦国時代にかけての史跡や伝統的な祭、神話、伝説なども多数残されている。市内にある庭田神社は、日本で初めて麴で酒を作ったと言われており、平成 25 年 12 月には議員提案により「日本酒発祥の地宍粟市日本酒文化の普及の促進に関する条例」を制定した。

合併後に策定した第 1 次宍粟市総合計画の中で将来像の理念として「人と自然が輝きみんなで創る 夢のまち」を掲げ、それを発展的に継承する形で、平成 28 年 3 月に第 2 次宍粟市総合計画を策定し、豊かな自然と共に、歴史や文化を継承しつつ、それを魅力ある資源として活用しながら、次世代へつなぐまちづくりを進めている。

平成元年には“人と自然の共生に基づく環境適合型しそ森林文化の創生”を理念とした「しそ森林王国」を建国し、平成 4 年には兵庫県との間で「県民オアシスーしそ森林王国」の形成に関する県民協定を締結し、「しそ」全体が県民のオアシスとされるなど、広域的な役割も大きく期待されている。

2 コンパクトシティ施策について

□ 説明 まちづくり推進部市民協働課

○公共交通再編の概要

〈宍粟市の概要〉

平成 17 年 4 月の 4 町の合併により、兵庫県で 2 番目に大きい市となった。山林が 9 割で一級河川を有し、谷間、谷間に集落が点在している。県内で唯一電車が通っていない市で、バスが唯一の公共機関であり、姫路駅まで 1 時間の交通立地にある。

〈再編の背景〉

宍粟市の公共交通は、人口減少の影響により利用人数が減少し、利便性の低下、交通空白地帯の拡大が進み、更に利用人数が減少するという負の連鎖に陥っていた。

また、タクシー補助や距離程運賃の経済的負担等と相まって利用減少は進み、地域の疲弊による更なる人口減少を懸念し、「住んでいる地域でいつまでも暮らせる既存の概念に捉われない全く新しい公共交通システムの構築」を基本方針とし、平成 25 年 12 月に計画策定をスタート、平成 27 年 11 月 2 日に公共交通再編を実行した。

なお、平成 29 年 7 月には取組が認められ、国土交通大臣表彰を受賞している。

○再編前の交通体系

平成 22 年 3 月に宍粟市地域公共交通総合連携計画を策定。路線バスとコミュニティバスを組み合わせた形式の距離程運賃の運行体系であり、路線バスは 3 路線、コミュニティバスは 4 系統あった。コミュニティバスに至っては、合併前の体系を継承した形で、全て運行の仕方が異なっていた。利用人数は平成 23～27 年の間で、路線バスが約 4 割減少、コミュニティバスは約 0.5 割減少した。

○再編計画策定の過程

〈計画策定の過程〉

策定方法として通常行われる市民アンケートでは、期待値がかなり反映され、計画が過大になる可能性があるため、市民の意見を直接吸い上げるボトムアップ式の方法をとった。主に担当課で、自治会や各種団体に出向いて話を聞き、市議会の調査特別委員会と一緒に計画を策定した。また、副市長が常に調整会議に出席し、その都度判断や指示をするなど、スピード感を重視し速やかに計画決定を行い、平成 25 年 12 月の計画策定決定から 1 年強で策定に至った。

〈計画時の乗車目標と運行計画額〉

平成 26 年度の補助金実績は、運行経費が 1 億 4,700 万円、運賃収入や国県の補助金を除いた市の補助が 2,800 万円だったが、再編後の運行経費は 2 億 4,400 万円、運賃収入や国県の補助金を除いた市からの補助金は 1 億 7,200 万円である。また、計画時の目標人数は、再編前で 145,000 人のところを再編後は 200,000 人とした。

予算については、第 1 次総合計画の中に、人口減少対策として最優先事項に公共

交通のネットワーク化を明記し、優先的に予算を確保、市の施策として公共交通再編に取り組むという形をとっている。

〈交通空白地の解消について〉

市独自の交通空白地の解消の定義として、自治会集会施設は集落の中心にあるという考えを基準に、集会施設から 300m 以内に路線を設定し、面的に小型バスを増設し空白地帯を解消していった。大型バスは 3 路線から 4 路線に、支線の小型バスは 6 路線から 25 路線に増設した。

〈路線の見直しについて〉

路線の見直し基準を、大型バスは平均乗車密度 2 人以上、小型バスは 1 便あたりの利用人数 1.5 人以上とし、1 年ごとに路線を評価し減便、廃止を含め見直しを進め、3 年を目処に将来的に維持できるネットワークの構築を目指すとした。再編後コミュニティバスを全て廃止し、小型バスも路線バスとしてバス事業者が運行している。

〈運賃について〉

再編前は、距離程運賃で市内最大 1,360 円だったが、再編後は目的地まで市内 200 円定額制とし、定期運賃は市内フリーで 1 ヶ月 5,000 円とした。谷間に集落が点在し、中心部まで何度か乗継が必要だが、公平なサービスの観点から、乗継回数無制限で市内目的地まで同額運賃という乗継制度とした。

○運行開始に向けた動き

〈公共交通再編日〉

当初、再編計画策定から 1 年後の平成 28 年 4 月 1 日運行開始予定だったが、市民の期待の高さや要望、事業の重要性から、5 ヶ月前倒しての運行開始としたため、短時間で運行の準備を進めていった。

〈運行事業者の取組について〉

市、運行事業者がそれぞれの強みを生かすような交通体系が必要という認識で取り組み、運行事業者は乗務員、ダイヤ編成、バス停設置、車両購入等運行全般の準備を行った。特に乗務員確保に関しては、人手不足で非常に難しい中、地域性を鑑み、小型バスでは小型 2 種を特別に宍粟市専属乗務員として募集し乗務員を確保、女性乗務員も 3 名採用するに至った。男女参画や女性の社会進出、地域住民の雇用拡大といったところにも波及効果があったと捉えている。

〈市の取組について〉

通常運賃は事業者が決定後、市民価格として割引いた価格で販売し、市が差額を補助する形をとった。通常 8,000 円を 5,000 円の販売とした。

更なる利便性向上のため、市役所窓口での乗車券販売としたが、民間主体である路線バスの乗車券の委託販売は、地方自治法の有価証券を取り扱えない規定に抵触するため、乗車券を一度全て市が一般会計で買い取り、それを市民に販売する形をとり課題をクリアした。市が広域のため各支所窓口等でも販売した他、ハード面の

整備として、駐輪所やバス乗り継ぎ結節点での待合所整備等、利用促進として、ケーブルテレビでの乗り方動画の放送、路線バス利用推進員としての市民モニターの設定、バス時刻表の全戸配布等を行った。

○再編後の取組と課題

再編でバス利用が劇的に増加するわけではなく、利用促進等手立てを講じる必要があり、様々な取組を進め利用促進に努めている。

〈利用促進の取組〉

- ・公共交通利用推進員として 87 名を委嘱し、体験乗車企画等でバスに乗る意識の醸成を図る取組。
- ・市内 156 の自治会への毎月の利用状況の提供及び広報での定期掲載。
- ・1 日 500 円の乗り放題乗車券の販売や市内観光業者とタイアップした割引特典。
- ・市内高校へ市外から通学する学生への学生割引。
- ・幼少期からのバス乗車の習慣づけのため、幼稚園・保育所にバスを持ち込み、親しみを感じてもらおう取組。

市民の動きとしては、自治会で地域の路線を守らなければならないという意識の下、自治会会計で乗車券を購入し、会員に無償配布するところもある。

〈再編後の利用人数〉

再編前 155,000 人だった利用人数が 1 年間で 219,000 人と約 4 割増となった。大きな要因は、運賃 200 円定額制が市民に好評だった点が挙げられる。大型バスの利用人数がかなり増加したが、小型バスは目標 30,000 人に対し 19,000 人と課題になっている。平均乗車密度は大型バスで目標 2.0 人／便に対し 2.3～4.5 人／便だが、小型バスが目標 1.5 人／便に対し、0.92 人／便と目標に届いていない。しかし、直近の平成 29 年 9 月は 1.22 人／便となり、少しずつ利用促進の効果が現れている。

〈見直しについて〉

直近で平成 29 年 4 月に見直しを行ったが、公平性の観点から個人の意見の吸い上げでなく、地域代表者や自治会毎に意見調整をする形をとった。70 件程の見直し案が出たが、形態や道路状況、公安委員会の許可等で、調整できたのは 15 件程だった。

〈循環バスについて〉

市の中心部を循環する循環バスを社会実験運行として平成 29 年 4 月から 6 ヶ月間行い、約 20 分で巡回する路線を午前 8 時から午後 6 時まで 1 日 18 便運行した。4 月は 1 便 0.55 人、9 月は 1 便 1.03 人と利用が伸びている状況の中、10 月に本格運行を決定し現在運行している。利用時間帯を考え、路線の本数や時間を見直しながら、ニーズの高い所を中心に運行する形で検討している。

〈財政負担について〉

平成 28 年度決算額は、運賃収入や国県の補助を除いた 1 億 2,100 万円程度が市の負担で、平成 29 年度予算額は、1 億 8,400 万円程度の予定である。一般会計予算が

230 億円程の中、事務的経費が 110 億円程度で約半分、残り半分の投資可能予算の中
の 1 億 8,400 万円を公共交通が占めていることになる。

〈今後の課題〉

大型バスは土日運行の充実や高齢化に伴うバス車両の低床化といったハード面、
小型バスは好きな所で乗降車できるフリー乗降ゾーンの導入を検討している。特に、
小型バスは、週 5 日と週 1~2 日の運行形態の内、週 5 日運行は利用人員が 1.0~1.5
人だが、週 1~2 日運行は 0.5 人以下の路線が 16 路線の状態である。この地域は今
までバスが走っておらず、バス利用の意識が低いため車利用がほとんどで、バス乗
車の意識づけをどのようにしていくかが今後の課題である。

また、公共交通予算が投資可能予算で大きな割合を占める中、持続可能な財源の
確保は喫緊の課題である。

〈公共交通の維持について〉

公共交通は全ての利用者のニーズを満たすことはできず、少しの不便を理由に利
用しないと次の世代へ継続していかないため、市民や地域にも投げかけながら取り
組む必要がある。将来、生まれ育った地域で生活するためにも、今の現役世代がで
きることをやっていかないと子ども達に残らないという意識を持ち、次の世代にバ
スを残す責任を伝えながら、公共交通の維持確保に努めていかなければならない。

〔主な質疑の内容〕

- Q. 市職員や議員等行政関係者の通勤利用といった意図的な利用の実施はあるか。
- A. 今回の再編で、小型バスは日常生活で使用可能な時間帯として午前 8 時から午後 5
時で設定しており、通勤利用は難しい状況である。大型バスは幹線のため、幹線上
に住む数名の幹部職員は、定期でのバス通勤をお願いしている。
- Q. 交流人口拡大に関し、市外利用者の利便性向上や意見の聞き取りをしているか。
- A. 市内の交通ネットワーク充実や利便性向上に重点を置き、市外からの利便性拡充は
次のステップと考えている。重要な課題と捉えているが、実務が進んでいない。
- Q. スクールバス、福祉バスは、独自運行か。路線バスに包括しての運行か。
- A. 小中学校規模適正化に伴う統廃合で、自転車通学の所がバス通学になった。地域と
の調整で、小中学生と幼稚園はスクールバスで市が責任をもって送迎することにな
っており、公共交通の利用には結びついていない。公共交通は主に高校生が利用し、
通学時間帯には専用車両を高校まで運行する。福祉バスは乗り合い型バスでなく、
外出支援サービスとして個別のタクシー補助を出している。利用対象はバス乗車困
難者に限定し、それ以外の利用者は公共交通を利用してもらう。
- Q. 公共交通としての自治体負担額がとても大きく感じるが、一般マイカーの道路環境
整備は進んでいるのか。公共交通との振り分けの考え方について聞きたい。
- A. 確かに市の公共交通への投資は大きいですが、公共交通がバスのみという状況で、道路

への要望、需要も高く、バランスのとれた投資と財政課は捉えていると思う。道路については、幹線は国県の力添えで整備を進め、市道は生活できるだけの道路整備を進めている。総合計画や実施計画に基づき順次計画的にやっており、公共交通に偏った予算配分ではないが、優先順位は高いという位置づけである。

- Q. 市議会の調査特別委員会について、どういう役割でどういった活動をしたのか。
- A. 常任委員会では審査事項だが、調査特別委員会では一緒に考えるという位置づけで議員活動の中で出たものを意見交換し、一緒に計画づくりをしてきた。7回調査特別委員会を開催したが、最終的には再編計画ができる前に、市で計画の骨子を示したところ、委員会と同じ方向性ということで特別委員会を閉じ常任委員会でやるという経過を辿った。
- Q. 再編開始以降の市民からの反響はどういうものなのか。
- A. 好評な点は200円定額化。要望は、利用時間や利用曜日の問題、小型バスの土日運行等色々あるが、日中の利用人数が少ない中の更なる拡充は慎重に検討している。
- Q. 運行事業者への補助金額について、人口減の観点から段階的には増えていくのか減っていくのか。毎年見直ししていくのか。
- A. 運行事業費は今年は1億8,000万円、平成28年度から4,200万円程増えている。大きな要因は、運賃差額の市の補填分の増加である。今の系統の維持に毎年2億4,000万円程度の予算が必要だが、あとは市がどの位補填するかということになる。利用増で運賃収入が上がるので、市の補填額は少なくなるし、逆もある。利用促進が補助金額の増減に繋がるため、重要なのは利用人数の増加と考えている。
- Q. フリー乗降ゾーン導入は、市民の要望か。利用人員の増加が見込めるためか。
- A. フリー乗降ゾーン導入は、第1に利便性の向上のため、第2に市民からの要望と考えている。すでに検討を始めており、まず降車のみをフリー化、その後小型バスで大型バスと重複しない地域のフリーゾーン化を検討し、運行事業者や公安委員会と協議して来年の4月位には実現できるよう進めている。
- Q. 駐輪場を整備しているが、利用は多いのか。
- A. 元は運行事業者が営業所内に設けていたが、今回の再編で駅前等利用が多い所は行政で行う必要があるため整備した。150台整備したが、満杯状態で利用は多い。
- Q. 思い切った計画と思うが、きっかけはどういったところか。
- A. 合併の地域計画に公共交通の充実が明記されており、旧町内からの取組の維持は必須ということで、重要課題として位置づけていたが、合併項目の整理等で再編までに10年かかった。きっかけは地域の声であり、「バスがない所に嫁はこない」という声もあった。地域にとって、将来年老いた時に鉄道もバスもなくては生活できない、住んでいる地域でいつまでも暮らしたいというのが市民の切実な声であり、市としてもそれを実現するため市費を投じてでも維持していくことが、1つの大きな施策であり、公共交通再編を行うための踏ん切りの部分である。

3 移住・定住施策について

①空き家付農地制度

□ 説明 農業委員会事務局

○取組の経緯

現在、人口減少と少子高齢化に伴い空き家の増加、山間地域の農地放棄がでてきており、適正な集落運営が不安視されたり、遊休農地の増加による周辺農地や環境への悪影響が懸念され、実際影響を及ぼしている状況である。一方、農ある暮らしを求める田舎移住者は増えており、このような中、空き家を活用した移住・定住促進のため、空き家と農地取得をセットとしたバンク制度を設け、買い手（借り手）と売り手（貸し手）のマッチングの充実を図り、移住希望者が増えればとの思いで取組を始めた。

〈別段面積の決定について〉

別段面積の決定については、農業政策上の観点から、農地法第3条第2項5号により農地取得に係る下段面積を50aに設定されており、施行規則第17条第1項により、定めようとする面積より小さい面積で営農する農業者が、区域全体の農業者の概ね4割以上を占めることとされているが、施行規則第17条第2項で農業委員会が下段面積を定める場合に、前項の規定に関わらず、地域の実情に即した下段面積と区域の設定が可能との解釈に基づき、法が示す権利移動制限の本来の趣旨を最大限尊重する中で、市の実情と照らし合わせ別段面積を決定した。事業に関しては、こういう形で行いたいということを農業委員会に諮り了承をもらって進めた。

○取組の概要と効果

〈取得条件〉

農地法第3条の農地取得条件は、別段面積という形で決まっているが、市では全体が30aになっており、4町合併後、旧町の奥にそれぞれ10aの区域を設定した。

農地付空き家については、筆指定で1aの別段面積を設定し、取得条件を緩和することで農地を取得してもらい家庭菜園をやりながらの居住を進めている。基本的に空き家を取得し居住する場合に限り農地取得が可能で、農地だけの取得は認めていない。居住を条件とするため、別荘等のセカンドハウスとしての購入は不可としている。

〈農地付空き家バンク登録の流れ〉

市の空き家バンク登録の際に農地も登録し、別段面積・区域の指定申請をしてもらい、農業委員会に諮り総会で決議をもらって、各何地域の何番地という形で指定する流れである。

〈農地付空き家購入の流れ〉

空き家バンク担当課を窓口し、相談・申込に応じ、現地案内、宅建業協会の紹介等を行う。宅建業者等による所有者と購入希望者の当事者間交渉、定住協力員による地域調整を経て契約を行う。その後、農業委員会で権利移動の許可手続き、決定等を行い、

所有者移転登記手続きを行う。

〈実績〉

平成 28 年度から平成 29 年度の実績で 12 件の登録があり、8 件が成約した。

〈農地取得者の技術指導について〉

広域の農地ではないので、近隣自治体を中心に支援してくれる受入れ先農家に協力を仰ぎ進めている。本格的な農業ではないので、現在技術指導までは考えていない。

〔主な質疑の内容〕

- Q. 借り手に対してのPRは、規模等含めどうしているのか。
- A. ホームページや広報の周知が主で、市外からはホームページへのアクセスが多いと思われる。農業委員会では、県の会議や農業新聞といった媒介を利用し周知に努めている。
- Q. 農地付空き家取得者の移住の動機は何か。また、農業は継続してやっているのか。
- A. 基本的に取得は空き家バンクからの流れであり、空き家取得希望者に農地のニーズがあったため、移住後家庭菜園もできるよう制度を設定した。昨年春から制度が始まり、まだ1年だが、保全管理や利用はされているようである。平均3.6a程の小さい面積のため、手入れは簡単である。移住者は市内が1件で残りは市外である。
- Q. 農地付空き家の移住者の年齢層は。
- A. 5件が40代で、50代、60代、80代が1件ずつである。
- Q. 40代が多いが、農業とは違う仕事をしているのか、もっと大きい農地を取得し、農業を生業としようとしているのか。
- A. 農業を生業とするのは1件のみ。レストランに食材を提供したいということで、田舎暮らしをしながらやっている。

②宍粟暮らし体験住宅

□ 説明 企画総務部地域創生課

○体験住宅の概要

〈経緯と取組について〉

移住定住促進事業を推進する中で、移住の不安を少しでも解消することを目的に設置し、平成 28 年 8 月に運用を開始した。物件は空き家バンクに登録された中から、平屋で雰囲気のある相応しい物件を選び、所有者と賃貸契約をして市が月額 25,000 円で借りている。移住定住では、体験期間中にいかに不安を解消するかが重要であり、そのため定住コーディネーターを置き、期間中に地域交流をしたり、空き家と一緒に探しに行ったり、市にある無料職業相談所で仕事探しをしたりと、体験者の希望に応じきめ細かく対応している。

〈賃借料について〉

賃借料は月額 30,000 円。当初は土日のみの短期利用も検討したが、兵庫県の場合短期貸出は旅館業許可が必要という見解で、1ヶ月貸出となった。隣の岡山県などは短期貸出も可能としており、県によって解釈が様々である。ただ、短期利用は仕事や遊びでの利用もあり、短期か1ヶ月かは今後検討の余地がある。

〈利用状況について〉

利用は平成 28 年 8 月の開始から 5 件程である。移住となると住居や仕事の問題が大きく、即座に決断することはほぼないが、体験住宅は移住先での実際の生活をイメージでき、移住に繋がりやすいという思いも持っている。現在 1 棟のみだが、今後更に整備し、体験住宅を通して移住を増やしていければと考えている。

〔主な質疑の内容〕

- Q. 定住あるいは農業について、人口減少との関わりでなかなか見通しが立たない中、5～10年の見通しをどのように考えているか。
- A. 農業の面では担い手がおらず、とても厳しい状況である。農地法改正により、従来の農業委員会とは変わってきており、農地集約の積極的な推進のため、推進員を設け、農業委員 19 名、推進員 15 名の計 34 名体制をとっているが、集約については、中山間地域のため難しく、農地全体の 12%は遊休地である。
- Q. 山林が多い中で、伐採や製材に携わる人はここ 4～5 年で減ってきているか。
- A. 総合戦略の中に「森から始まる地域創生」という形で、新規林業事業体や、その事業体が新たに機械を購入する際にも手厚い補助があり、若干増えている。木材搬出は県下で 1 番多い。集積所がありバイオマス発電関係施設が 2 ヶ所あるので、そこへ搬出する分で現状維持か若干上まわっている。
- Q. 空き家は水周りの状況、修繕費用等幅があるが、登録の際の条件設定はあるか。
- A. 空き家バンクの登録条件設定は、よほどの状態でなければ登録可としている。平成 22 年から始めてこれまで 146 件程登録があり、そのうち成約が 63 件。現在ホームページには 0 円物件から 2,000 万円の高級物件まで幅広く登録し、県下で 1 番充実している。



II 滋賀県高島市

1 高島市の概要

市制施行 平成 17 年

人 口 49,838 人

世 帯 数 20,437 世帯

面 積 693.05 km² (琵琶湖面積 181.64 km² 含み)

産業別人口比率 第 1 次 6.5% 第 2 次 31.3% 第 3 次 62.2%

議 員 18 人 (定数 18 人) 議会事務局職員 5 人

財 政 平成 29 年度一般会計予算 28,159,000 千円

(歳入内訳：市税 20.0%、地方交付税 36.8%、国庫支出金 9.5%、
県支出金 7.0%、その他 14.2%、市債 12.5%)

特別会計予算 (7 会計) 13,293,200 千円

企業会計 (4 会計) 12,486,759 千円

○地勢

高島市は、滋賀県北西部に位置し、琵琶湖面積 181.64 km²を含む 693.05 km²の面積があり、県内最大の広さである。東部は琵琶湖に、南西部は比良山地を境に大津市及び京都府に、北西部は饗庭野、野坂山地を境に福井県に接している。森林が多く、琵琶湖の水のほぼ 1/3 を生み出す地域と言われている。気候的には、降水量が多く、冬季の寒さが厳しいため積雪量も多い日本海側気候となっている。

○沿革

高島市は琵琶湖の西部に位置し、マキノ町、今津町、朽木村、安曇川町、高島町、新旭町の 5 町 1 村が平成 17 年 1 月 1 日に合併し、新市高島市として踏み出した。

合併した地域は、古くから高島郡と呼ばれており、その成立は今から 1300 年前に遡る。古来より京都・奈良の都と北陸を結ぶ交通の要衝として栄え、中でも陸上交通は比叡・比良山麓を湖畔に沿って走る西近江路や、塩漬けされた鯖を運搬する街道であったことから鯖街道と呼ばれる若狭街道が主となり、これらの街道と大津方面への湖上交通の拠点である港町や宿場町として多くの人や物が行き交い栄えてきた。

また、近江聖人と称えられた日本陽明学の始祖、中江藤樹誕生の地として知られるとともに、大手百貨店「高島屋」創業者の出身地であり、市名が屋号の由来となるなど、数多くの高島商人 (近江商人) を送り出した地域でもある。

平成 28 年には、高島市の水辺風景が「琵琶湖とその水辺景観-祈りと暮らしの水遺産」として「日本遺産」に認定された。

“「お互いさま」と「おかげさま」が対流する「環の郷たかしま」”の実現を目指し、「心のかよう人づくり」、「人が支え合う地域づくり」、「自然共生型の産業づくり」、「水と里山を生かした環境づくり」、「未来に託す基盤づくり」の 5 つの施策を展開している。

2 若者の定住・移住促進事業について

①若者定住促進の取組について

□ 説明 市民生活部市民協働課

○取組の背景

〈高島市の概要〉

平成 17 年 1 月に 5 町 1 村が合併し、現在の高島市となった。合併当時は 55,000 人だった人口が毎年 500~600 人の人口減で今年 4 月には 5 万人を割った。京都まで約 1 時間、大阪まで約 2 時間の交通立地であり、面積のほとんどが山で琵琶湖が近く水遊びや山遊びもできる環境にある。市内の小・中学校、高校は統廃合に伴い少なくなっている。

〈高齢化率について〉

滋賀県でも若い世代が流入している地域があり、彦根市はゆるキャラの影響で、守山市、草津市は大学のキャンパスがあり若い世代が多い。県の人口推計は減少傾向だったが、そういった地域への若者の流入で県内全域で見るとあまり減少していない。そんな中、高島市は人口減少が進み、高齢化率 33.3%という状況で、このままでは平成 72 年には 44.1%が 65 歳以上となると予測されている。

〈限界集落について〉

高齢化に伴い、限界集落、準限界集落も増加し、市内で 121 の集落があり、更に、限界予備軍、準限界予備軍も数多くある状態である。

○移住定住施策の動き

〈計画策定の経緯〉

合併前の平成 17 年 1 月に新市建設計画を策定し、若者定住促進のための定住環境の整備・充実と魅力的な職場の創出を掲げた。それを受け、平成 19 年 3 月に高島市総合計画を、平成 29 年 3 月に第 2 次高島市総合計画を策定し、新計画に則って動いている。その間、平成 27 年 10 月には「高島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、新しい人の流れをつくることを基本目標に事業を進めている。

〈現状〉

市として「若者定住促進条例」を制定し、市の総合的な施策の中で若者定住を推進し取り組んでいるが、なかなか人口減少は止まらず、月 30 人程のペースで減少している。本年度は高校生キャリアデザイン事業をしているが、高島市では高校生から市外、県外に出る傾向にあり、市内に高校があるにも関わらず、去年は約 25%、今年約 30%の子どもが市外・県外の高校に通学しており、大学も市外のため地元に戻ってこない。1 度は様々な経験を積むため市外に出ても、最終的に戻ってきてもらうように本年度から更に本格的に事業を進めている。

〈若者定住促進条例〉

平成 20 年 6 月に、市の若者定住への支援の意思を明確にするため、「若者定住促進条例」を制定した。基本的な若者の定義は、満 15 歳以上 40 歳未満としており、生産年齢人口の中心を定義に据えた。

若者定住促進条例の重点項目は 4 つで、「住宅確保支援」では新築住宅やリフォーム住宅への支援、「就労・起業支援」では就労希望者への事業所斡旋や起業者への支援、「子育て環境の向上」では中学卒業までの医療費無料化等の子育て支援、「定住促進施策」では高校生のキャリア教育や移住・定住促進イベント等を行っている。

また、市民協働課に定住相談の窓口を設け対応している。交流人口から移住・定住に繋がるため、様々な人の来市を促し、地域や移住者と接してもらい、高島市を気に入ってもらうよう、多種多様なイベントを企画し案内している。

○取組内容

〈移住・定住コンシェルジュ事業〉

相談窓口として「移住・定住コンシェルジュ」という専門の嘱託職員を 2 名配置している。制度としては平成 21 年 8 月から高島市人材誘致検討協議会職員として平成 24 年 3 月まで配置後、平成 24 年 4 月に市嘱託職員として 1 名配置し効果が認められたため、平成 27 年 4 月から 2 名配置とした。平日の相談希望は就労していない高齢者が主で、その他は土日の相談が多く都市部の相談会も土日が多いので、事前予約で土日祝日対応できるよう、職員が休日対応した場合は平日に休むというような体制をとっている。

コンシェルジュの業務は、「住まいの相談」、「仕事の相談」、「暮らしの相談」、「情報発信」の 4 つ。

- ・「住まいの相談」では、移住には住居と仕事が必要であるため、不動産斡旋事業者と連携し、一緒に住居を探したり情報を提供したりと、不動産業者と契約するまでの繋ぎの部分の支援をしている。
- ・「仕事の相談」では、移住者は中途採用が多いため、ハローワークに相談したり、市内事業者と直接話をしたりして情報収集に努めている。
- ・「暮らしの相談」では、子供連れの移住相談者が来た場合、保育園や福祉関係、教育委員会等と連携し、行政窓口への繋ぎの部分の支援をしている。
- ・「情報発信」では、ホームページやフェイスブックで広報活動を行っている。

コンシェルジュは女性 1 名、男性 1 名。女性は宅地建物取引主任者、二級建築士の資格を有し、育児経験者でもあり母親目線で相談にあたっている。男性は地元高校で求人開拓支援員をしていた他、ソフトウェア会社での S E 経験もあり、ホームページやフェイスブックを担当している。

〈移住定住相談の状況〉

昨今の移住ブームにより相談件数は伸びており、平成 28 年度は 212 件で、実際の移住は 37 件、85 人で、相談して約 3 割が移住まで結びついている。昨年度の移住者の年齢割合は、41 歳以上が 54%である。

相談内容は、住居が 57%、仕事は 17%で仕事を求めている人も多い。京都、大阪に通えない距離ではないため、職場や仕事はそのまま、老後の住環境を考え少し早めに移住する 50 代位の世代が多いという印象である。

住まいの希望としては、戸建て賃貸やアパート、公営住宅が多い。移住に良いと思っても、なかなかすぐに一軒屋の購入とはいかず、まず場所を見てから考えるため、賃貸を探すことが多い。

〈空き家紹介システム及び相談会について〉

空き家バンクという空き家紹介システムを行っており、空き家活用として、安価な中古住宅を求める移住者と空き家所有者をマッチングしている。市内協力事業者が 11 社あり、市は交渉や契約、値段設定等ができないため、事業者が全て事務手続きをする。月に 1 回、空き家活用促進協議会を開催し、賛同する企業が参加して、空き家持ち主の売却や賃貸の希望を受けて、物件を受け持つ業者を決め、持ち主と直接交渉するという形をとっている。

また、2 か月に 1 回、市内 3 か所で空き家相談会を行っており、空き家売却希望者に相談会に来てもらい、協議会にかけている。相談会での件数は少なく、いざとなると出せなかったり親族の同意が得られないということもあり、多くて全地域で 3~4 件、予約が 1 件の時もあり、市としても相談会の PR をしている。効果的なのは、市固定資産税の納税通知書の封筒の裏に「空き家でお困りではないですか」といった空き家情報の収集に関する広告を掲載する方法で、1 年に 1 度の通知だが、場所や所有も把握していないような所有者から問い合わせがある。1 度払うとまた忘れてしまうので、1 年に 1 度の機会に相談を促す効果もある。

相談件数は平成 28 年度で 64 件、相談会は 2 か月に 1 回で年 6 回開催している。登録は 16 件で成約は 12 件と、登録するとほぼ成約までしている。登録前に不動産業者が売買可能な状態か、接道しているか、権利関係がクリアかといったことを確認し、適合不可の物件は断っているが、そういう物件も数多くある。相談が 64 件であっても、登録が 16 件と登録までになかなか結び付かないのが課題である。

〈住宅確保支援制度〉

国の施策と連動して、住宅確保の支援制度を今年度 3 つ行っている。

- ・定住住宅取得補助事業は、市内に定住する 40 歳未満の方か小学校 6 年生までの子供の扶養者で、市内事業者で家を建てることを条件に設定している。これは若者支援でもあるが、市内事業者の支援としても行っており、市内事業者を利用することで地域活性化が図られる効果もある。この制度は固定資産税相当額を地域通貨で補助し、市内事業者で使用するにより、地域に還元される

方式になっている。年間補助額が上限 5 万円で 5 年間補助している。

- ・定住住宅リフォーム補助事業は、上記対象者の他、市内での移住、U ターン者、転入後 3 年経過しない場合も対象となり、市内アパートに住み、その後一戸建てを建てた場合にも補助している。上限 50 万円で分割し年間最大 10 万円を、リフォーム代金に対して地域通貨で補助している。
- ・空き家リフォーム補助事業は、空き家保有者への補助で、貸したいと思っても、状態が悪いと借り手が見つからないため、持ち主がリフォームして貸す際の補助であり、上限 50 万円で 5 年間分割、地域通貨での補助としている。

〈仕事への支援について〉

高島市は広いため、希望の地域でなかなか仕事が見つからないことも多い。ハローワークが 1 つあり、就職フェアも開いたりと色々取り組んでいる。

特徴としては、若者定住職業相談コーナーがあり、求人開拓支援員経験者のコンシェルジュがハローワークに載らない就職先を拾ってくる。市職員も紹介事業者として研修を受け、ハローワークと同等のことができる資格を持ち、ハローワークの情報から、直接事業所の雇用担当者に面接申込をし紹介ができる。これにより、相談者が 1 か所ですべて住居も仕事も全部探すワンストップサービスができ、更に不動産業者やハローワークに行かなくてよいといった利点がある。コンシェルジュも個別訪問し、中途採用の有無や時期、条件等の情報の聞き出しに力を入れている。ただ、ここまでしても、なかなか実績に結びつかず、マッチングが難しいのが現状である。

〈高島コレカラネットワーク〉

移住検討者と先輩移住者が、一緒に飲食しながら話すことにより、移住での苦労やどういう準備が必要かといった情報を交換しながらサポートするもので、効果的である。移住決定後もイベントに参加し、仲間を増やしていくといったネットワークも出来つつある。

〈地域連携による高校生キャリアデザイン事業〉

地元は働く場所がないと言われるが、共働きの家庭は多く、その親の数だけ働く場所はあるはずである。社会に出る 18 歳までに魅力的に働く大人の姿を見せると仕事に対する考え方も変わっていくので、市内高校生に地域の「カッコいい大人」に触れてもらい地元で働く魅力を知り、自身のキャリアデザインについて考える機会の創出に取り組んでいる。そのため、地元の人材を探り出し、事業への参加を依頼している。また、「地域教育魅力化コーディネーター」として地域おこし協力隊も参加し、事業のコーディネートや効果分析も行っている。

〈子育て支援事業について〉

市へのふるさと納税額は県下で 2 番目に多く、平成 28 年度は約 4 億円だった。寄付金は、第 2 子以降の保育料無料化や中学卒業までの医療費無料化、妊婦健診の全額助成等に活用している。また市内には 6 つの図書館があり、蔵書数も多いのが

特徴で、様々な面から子育て支援に力を入れて、移住定住推進に取り組んでいる。

② ICT活用教育促進事業について

□ 説明 教育委員会事務局学校教育課

○ ICT活用教育の実施について

〈導入〉

子供たちの学力向上のための視点として、事業の在り方等色々あるが、その1つとしてICT機器の活用を挙げている。

高島小学校で、児童数60名2クラスのまとまった人数でICT機器を活用できないかということで、主にタブレットを使ってどのように有効活用を図れるか研究を始めた。

小中学校のICT活用教育を進め、市内高校での地域連携による高校生キャリアデザイン事業に繋げ、ICT技術等の習得による学生の地元定着を目的とした切れ目のないキャリアデザイン教育を行っている。

〈取組内容〉

市内小中学校にふるさと納税を活用し、教師用タブレット1台と電子黒板付プロジェクター及びスクリーン、カメラ一式、無線LANアクセスポイントとそれらを結び付ける機器の5点セットを全ての学校に入れ、主導的な教師を中心に効果の研究をしている。その結果を踏まえ、来年度以降のICT機器活用事業の方針の決定や授業のあり方を検討する段階にきている。

県内では、草津市がICT機器活用授業の先進地であり、生徒1人ずつにタブレットが割り当てられている。高島市では財政事情もあり、できる範囲でのICT機器活用となっている。

共通実践としては、学習の場面に応じたICT機器の積極的な活用を行い、画面を見るだけでなく、どの場面の活用が効果的か考えながら機器を使っている。また、各教科の特性を生かした効果的な活用では、例として、視覚性の高い算数の図形等の授業での活用を行っている。更に、生徒自身がデジカメやパソコン、タブレット等を使って、情報収集や発表をしていくといった活動も取り入れ、ICT技術の向上を進めており、教職員に対しては、特に年配の教師がICT機器に長けていない場合が多いため、活用できるよう市や校内での研修の機会を設けている。

〈利点について〉

ICT機器利用の利点は、「視線が1つに集まる」、「考えを共有化できる」、「時間短縮」「配慮を要する子への支援」、「教材づくりの効率化」、「情報活用能力を育む絶好の機会」の6点が挙げられる。

特に「教材づくりの効率化」については、資料をデータで残すことができ、教師の多忙化が課題の中、効率化を図っていけると考えている。なかなかタブレットを

使いこなすところまではいかない教師でも、電源を入れ資料を映せば、即座にスクリーンに映る「書画カメラ」を利用し、彫刻刀の使い方や、理科の回路の実験等手元の細かい作業を映したり、Wi-Fi 機能付きカメラで、生徒のノートを映すといったこともでき、手軽にICT機器を活用できる。

また、以前は模造紙を使い1時間かかった授業が、スキャナーで読み込んだ資料をわかりやすく提示したり、前の実験の写真を使い簡単に振り返りができたりと、時間短縮にも繋がっている。資料の拡大等も容易でわかりやすく表示でき、多種多様なソフトも出ているため、教師が苦勞なく使用できる等利点は多い。

学力向上については「授業の目当てを教師が示すこと」、「まとめ、振り返りをする事」が大変肝要と言われており、自分の言葉でキーワードを使って書くことが求められている。例えば、生徒がまとめとして、地域の方々に発表する授業で、プレゼンテーションソフトを使い時間短縮に繋がれたり、こういったことを実践しながら、更に良い活用例を研究しているところである。

〔主な質疑の内容〕

- Q. 農業等の1次産業や田舎暮らしが目的の移住者と、仕事の拠点は大阪、京都といった都市に残したままの移住者とどちらの割合が多いか。
- A. 農林業就業の相談は多いが、未経験者がいきなり始めるのは難しい。相談時にしっかりしたキャリアプランを持っているか、定住・移住コンシェルジュが聞き取りをし本気度を測っている部分があり、本気度が低いと移住に結びつかないケースもあるため、どちらかというとう都市部に仕事を持ち通いで住んでいる移住者が多い。
- Q. 実際にキャリアデザイン事業を行い、高校生から卒業後地元に戻らない理由について、何を問題として捉えているか等聞くことができたか。
- A. 高校生の意識については、まだしっかりとした調査は出来ていない。一昨年に中高生にアンケートを実施したが、高校2年生は「将来地元に住みたくない」の割合が50%を超えた。どちらかというとう親が「仕事もないし、良いこともないので、市外に就職した方が良い」と考えるケースも多く、その意識改革が必要と考えている。高島市は都市部のような大きな事業所がないため、1事業所の求人数は少ないが、県下の他エリアと比べ、多種多様な業種がある。自分が何をしたら良いか決めてから進学した生徒は、市内でも仕事を見つけやすい。
- Q. 空き家活用促進協議会に市内業者が11社入っており、業界が協力的と思うが、コンセンサスを市としてどのようにしたのか。
- A. 毎月会議をするが、業者にはボランティアでやってもらっている。基本的に事情があり空き家となっている物件が多く、会議では厳しい意見も出る。ただ、最初から協力的で、会議で言いたいことは話してもらい、市として対応可能なことは答える

ようにしている。ただ先日の相談会では相談が0件で物件の提供も少なくなっている。市内に空き家は1,700軒あるが、高島市は別荘が多く、市外の持ち主も多いため、納税通知を使った周知を始めた経緯がある。更に使用不可の危険な空き家も500軒あり、地元市民の協力を仰げるような方法を探ることが課題である。

- Q. 空き家になっているのはどんなケースが多いか。
- A. 別荘が使われなかったり、子が市外に出た高齢者が亡くなり空き家になるケースが集落内で特に多い。バブル期に購入された物件も多く、都会の業者が建設したため地元業者がわからないものもあるし、仏壇だけある場合もある。ほとんど活用していないが手放すのは惜しいというケースが多いが、手入れはされていない。
- Q. リフォームを市内業者に限定しているが、どういう括り方をしているのか。
- A. 事業所が市内にあるといった括りをしている。
- Q. 高校生キャリアデザイン事業でワークショップをやっているが、地域おこし協力隊が進行等を行っているのか。また、そこに参加している大人はどのような人材か。
- A. 今回は市内20社が参加した。参加者はマキノ町の農業従事者や都市部で「スープストック東京」という店舗を手掛けた高島市のブランドデザインを依頼している移住者、市内業者などで大手事業者や市役所も入っている。高校の授業として行い、1年生で必ず履修する。既に協力している業者50社程に声がけをし、更に地域で活躍している方に直接話をして、趣旨に賛同して来てもらっている。
- Q. 今は、市民協働課が定住相談窓口も兼務で行っているが、今後定住者の増加を見込み独立の課なりを設置していく考えはあるか。
- A. 推進体制については充実させたい思いはもちろんあるが、人事課に決定権があり、現在室長、参事、主事が兼務というなかなか厳しい状況である。
- Q. 子育て支援の関係で、県内で高島市が突き抜けて特徴がある部分はどこか。
- A. 県下で見ると、妊婦健診の全額助成は当市のみ。こども園・小中学校の全面給食も他はほぼ中学から弁当であるし、中学卒業までの医療費無料化や第2子以降の保育料完全無料化も他にあまり例がない。全体的に子育て支援事業に関しては、全て上位にあると思う。ふるさと納税が始まる前から、積極的な支援策に取り組んでいたが、その良さに今まであまり気づかず、都市部の子育て世代と話をして他地区より手厚いことが分かり、今改めて打ち出している段階である。
- Q. ICT機器の利活用は、県内で推進しているのか、高島市が率先してやっているのか。また、今後どのように取組を伸ばしていくのか。
- A. 滋賀県が授業に関わるICT利活用の部分で特に大きく推進しているわけではなく、取組は各市町で進めている状況である。取組については、ちょうどパソコン教室の更新時期にあたった高島小学校に40台弱、マキノ西小学校に20台弱の児童用タブレットを先行的に入れた他、教師が慣れないと生徒を指導できないため、ふるさと納税で全ての小中学校に教師用1台を整備した。

- Q. ICT機器を5点セットで導入しているが、ばらばらに導入するよりセットでの導入の方が効果的といったことはあるか。
- A. ふるさと納税で予算が確保出来たため、まずICT機器活用に意欲のある教師にセットで渡したところ、1セットでもかなり出来ることがあるとわかった。それを受けて、各学校で最初に主導的な教師が実践し普及させることを目的にセットで導入した。タブレットは、ハイブリット式でノートパソコン用に使えるものであり、5点セットで50万円程度である。研究を踏まえ方向性を出し、まずは大型テレビ等提示装置、次に教師用タブレットの追加導入を検討している。



Ⅲ 大阪アンテナショップ

1 青森・岩手ええもんショップについて

□ 説明 北東北三県大阪合同事務所 岩手県大阪事務所、(株)あおもり北彩館

開設日 平成28年7月5日

運営委託先 (株)あおもり北彩館（企画コンペにより選定された東京・飯田橋の青森県アンテナショップ「あおもり北彩館東京店」の運営事業者）

場所 ドージマ地下センター（大阪市北区堂島）

面積 126.03㎡（38.19坪） ※イトインスペース含み

商品 岩手・青森の商品合わせて約800品目（各県約400品目）

・菓子類、水産加工品、農産加工品、飲料、農林水産物、工芸品等

〔主な質疑の内容〕

Q. どういう商品が売れているか。

A. 直近の売れ筋ランキングの岩手部門では大船渡銘菓が1位となった。海産物はそれなりに売れる。人気商品は鯖の缶詰で、東京のセレクトショップにも置かれ価値が上がったため、値段が高くても売れている。

Q. 商品の入れ替えの基準はどのようなものか。

A. 岩手県産商品を取り扱っている会社と取引し仕入れている。商談会がある場合はこちらにも足を運んだり、ホームページなどから情報収集し、商品をセレクトしている。毎月300アイテム程の入れ替えを行っている。

Q. 利用者はどういう人が多いか。

A. ほぼ地元の方で、周りはビジネス街で文化施設もでき、人の流れが増えている。



IV 大阪府

1 大阪府の概要

府制施行 明治22年

推計人口 8,831,642人

世帯数 4,000,180世帯

面積 1,905.14km²

産業別人口比率 第1次 0.6% 第2次 24.3% 第3次 75.1%

議員 86人(定数88人) 議会事務局職員 62人

財政 平成29年度一般会計予算 3,086,560,356千円

(歳入内訳:府税46.0%、地方消費税精算金9.7%、地方贈与税4.4%、
地方交付税7.6%、国庫支出金6.6%、繰入金2.8%、諸収入12.1%、
府債9.3%、その他1.5%)

特別会計予算(17会計) 1,304,346,387千円

○地勢

大阪府は、日本のほぼ中央部に位置しており、面積は全国土の0.5%しかなく都道府県で2番目に小さいが、人口は全国の7%を占め、東京都、神奈川県に次いで多くの人
が住んでいる。地形は、南北に長く湾曲しており、大阪湾に向かって開けた西側以外は、
三方を山に囲まれた盆地のため、外洋からの風の通りが悪く、雨の少ない熱気のこもり
易い地域である。一般的に温暖で四季の区別がはっきりしている。

○沿革

大阪では1万年以上前から人が住んでいたと言われており、戦国時代の1583年には
天下統一を成し遂げた豊臣秀吉によって大阪城が築城され、本拠地として日本の政治、
経済の中心地となり17世紀に政治の中心が江戸に移ってからも、「天下の台所」として
経済や物流を取り仕切る重要な役割を果たした。明治維新の1868年に大阪府が設置さ
れ、それ以降も発展し続けたが、第二次世界大戦の大空襲により甚大な被害を受けた。
そこからまた復興し、1964年に東海道新幹線東京-大阪間開通、1970年に日本万国博覧
会開催、1994年に関西国際空港開港と大きな発展を遂げてきた。平成20年12月に「明
るく笑顔あふれる大阪」の実現に向け「将来ビジョン・大阪」を掲げ、平成21年4月
には府の組織決定を担う機関として「大阪戦略本部会議」を設置し将来の大阪を見据え
た戦略的な事業を展開している。平成22年には今後10年間の成長目標を掲げた「大阪
の成長戦略」を策定し改訂しながら取組を進めている。また、全国的な人口減少に対
応するため、平成27年8月には「大阪府人口ビジョン」、「大阪府まち・ひと・しごと創
生総合戦略」を策定し、人口減少に歯止めをかけるため事業を推進している。こうした
取組を通し、日本を代表する商業都市として、人・物・情報が交流する世界都市へと大
きく飛躍する時代を迎えている。

2 住宅つき就職支援プロジェクトについて

□ 説明 商工労働部雇用推進室就業促進課

○事業実現までの流れ

〈実現までの経緯〉

大阪府としても、もともと公営住宅の活用について課題と捉えており、若者の活用について何度かチャレンジしたが、公営住宅法の絡みもあり、「若者は基本的に公営住宅を使えない」というところで、その度断念してきた経緯があった。

当初、公益社団法人日本財団と若者の就業支援を行っているNPO法人スマイルスタイルが企画を持ち込んだが、難しいと断った。しかし日本財団側で非常に熱意を持って、民営住宅でなく、空き室が増えている公営住宅でやらないと意味がないということで、2年間話し合いを継続し、住宅まちづくり部と共に、まちづくりの課題や商工労働部の課題を少しずつ解決しながら2年越しで事業実施に至った。

〈申請から許可までの流れ〉

事業は主にNPO法人スマイルスタイルを中心に進めているが、なぜ民間団体が実施しているかという点、厚生労働省で全国的に進めている地域若者サポートステーションの大阪府の事業を受け持っているためである。選定は国のプロポーザルで決定されているため、そこで決定された民間団体が大阪地域若者サポートステーション事業を受託し、この事業を実施したという形になっている。NPO法人が府の住宅まちづくり部に使用申請し、住宅まちづくり部が国土交通省へ公営住宅の目的外使用申請をし、承認され、府営住宅使用の許可ができるという手続きになる。

国交省の許可ができるまで、公営住宅法に基づく何通りかの手続きがあるが、最終的には地方創生の地域再生計画という地域まちづくり計画に基づく申請としている。地域再生計画を作るとなると時間がかかるが、最終的には実施した。公営住宅に関わらず、空き室活用は府にとっても早急に取り組むべき大きな課題となっており、それが追い風となって事業が推進された。

○取組について

〈事業内容〉

就業状態が不安定な若者に対して、空き室の多い府営住宅の部屋を無料で提供し、OSAKAしごとフィールド等の就業支援を受けるという事業であり、若者は府営住宅での自治会活動や仲間との交流を通じて、社会人として求められるコミュニケーション能力を養うことができる。また、入居する部屋を建築のプロのサポートの下で自らがリノベーションするなど、建設業の魅力を知る機会を得ることで就職先を広げ、自立へ繋げていくことを目標としている。

〈役割分担について〉

事業実施については、大阪府、日本財団、NPO法人スマイルスタイルが3者協定を結び実施した。各役割については、大阪府商工労働部が若者への就業支援、公

営住宅の地域住民の対応や要望の受付、日本財団が助成金による支援で、改装費用や府営住宅使用料等の負担、NPO法人スマイルスタイルは、若者の就業支援、DIYプログラムのサポート、生活支援等を主にやっている。協力団体として、大阪府住宅まちづくり部が府営住宅の提供・管理、大阪住宅安全衛生協議会がDIYプログラムの指導で協力している。

〈事業概要〉

事業期間は平成28年度から平成30年度。平成29年3月29日に3者協定が締結されモデル事業がスタートし、実際若者が入居したのは平成29年6月からである。実施場所は四条畷市の府営清滝住宅で、空き室を10戸、共同で使用するコミュニティスペースを1戸提供している。昭和45年建設の古い団地で、現在総戸数690戸のうち129戸が空いており、大阪市内から遠いこともあってなかなか応募者が集まらず、本事業に選定された。

〈事業対象〉

事業対象は、原則15～39歳までの就業状態が不安定な若者で現在10名であり、そのうち2名が正規職員となった。対象者は負担無料だが、公営住宅の使用料は発生するので、NPO法人が日本財団の助成金を活用し府へ納める形をとっている。

〈支援体制〉

若者は公営住宅での自治体活動や仲間との交流といった、今まであまり経験のなかった体験を通じて、社会人として求められるコミュニケーション能力を養うとともに、商工港湾部運営のOSAKAしごとフィールドの就業支援を受け、就職活動もしてもらおう。

入居する部屋のリノベーションは、協力団体である大阪住宅安全衛生協議会の構成員にセキスイハウス等の企業が入っており、現場の職人を派遣してもらい指導を受けながら行う。プロの指導の下で勉強することにより、建設業の魅力を知る機会を作り、視野を広げて就業に繋げるといった狙いもある。就業し長く仕事を続けてもらい、自立に繋げていくことが目標である。

〈空き室活用の基準について〉

NPO法人が空き室活用するには府営住宅の行政財産使用許可が必要で、それを府が許可するためには国からの目的外使用承認が必要である。目的外使用承認には判断基準がなく、使用目的や団地の状況等に基づき個別協議とし、非常に曖昧に設定されており、担当者のやる気や組織としての取組推進の意向に大きく左右される。3年前になかなか上手くいかなかったのは、この基準をきつく解釈して、「今まで若者の公営住宅の活用実績がないのでできない」としたためだが、熱心な担当者と一緒に1つずつ壁を突破し、許可基準を整理して解決していった。

〈地元自治体との連携について〉

地元自治体との連携については、地元の四条畷市から、最初はなかなか賛同が得

られなかったが、頼み込み何とか申請を出してもらった。色々基準を整理し、新築でない100戸以上の団地を検討した結果、非常に古く、募集倍率も低くて空き室が目立つといった清滝住宅が候補に挙がってきた。また、国の許可基準の中に、「1団地内に1戸が原則」とあり、11戸の空き室が対象となる本事業は原則から反しているが、交渉して何とか11戸借りることができた。通常の公営住宅の認識に基づいたルールで実施すると、若者は対象から外れてしまう。今回は、将来的に用途廃止となる計画の府営住宅を行政財産の目的外使用許可という形で活用することで、柔軟に対応できた。

〈空き家活用について〉

空き家活用については、今回の若者の職業的自立用住居の目的のみならず、様々な活用が進められており、その潮流の中でこの事業も実施に至ったという形である。

【大阪府のその他の活用例】

- ・福祉なんでも相談窓口（使用者：市社会福祉協議会）
- ・高齢者の見守り活動拠点（使用者：民生委員等で組織する運営委員会）
- ・高齢者等の交流施設（使用者：NPO法人）
- ・つどいの広場 地域子育て支援拠点事業（使用者：市）
- ・一時預かり（使用者：社会福祉法人）
- ・小規模保育（使用者：株式会社及び市の公募選出の個人）
- ・教育相談・地域交流拠点（使用者：NPO法人）
- ・おためし移住用居住（使用者：市）

〔主な質疑の内容〕

- Q. 府営住宅の利用は増加傾向にあるか。
- A. 利便性の良い比較的新しい所は、空室待ち状態となっているが、不便な場所で古い所だとどんどん空き室が出ている状況である。
- Q. 本事業は期待されていると思うが、こういった事業は増加が見込まれるのか。
- A. 今回はモデル事業として進めており、日本財団の助成金の期限が平成30年度までという中で、評価、検証をして、きっちりと成果を見極めた上で方向性を判断したい。府民の期待もある一方、なぜ若者を公営住宅に優先的に住まわせて援助するのかという批判的な意見もあり、成果の見極めが重要である。ただ、各方面から評価されている事実もあり、拡大する方向で進めたいと考えている。
- Q. このような公営住宅の活用方法は、自治体の市営住宅でも取り組める可能性はあるか。
- A. 大阪府が特別ではなく、公営住宅法に従って行っているので、どの自治体でもこの方法を踏まえて、それぞれにあったやり方でやれば可能であると考えます。

- Q. 財源について、今回は日本財団から補助金を受けたとのことだが、大阪府が特別なのか、申請すれば他の自治体でも活用できるのか。
- A. 日本財団の補助は全国的なものだが、特に公営住宅のための助成金ではなく、若者支援のイノベーションという位置づけである。今回はNPO法人との話の中で出たものなので、汎用性という意味では少し難しいのではと思う。
- Q. 今回の条件が、若者の中でも就労が出来ないニートになった方等が対象だが、当市の課題として、若者のI・Uターンや移住に際し住居がなく困っている点がある。目的が就業支援だが、移住といった点での活用はどうか。
- A. 今回は若者の就労支援だが、大阪府でも最近若者の流出が進み、対策を様々進めている。I・Uターン者やベンチャー企業を創出するために若者を住まわせられないか、大学と連携するためにも大学生を住まわせられないかといった議論もあるので、目的自体は様々なことが可能と考える。
- Q. 東日本大震災で、災害公営住宅を建設し被災者が入居したが、60～70%が高齢者で高齢化率が高く、10～15年経つと空き室が多く出るのではと予想されている。今回の活用方法のように対応できれば良いと思ったがどうか。
- A. 今回は目的外使用ということで、空室物件をまるまる使用する形だが、通常の公営住宅の貸付の中でも、募集をして集まらなければ次は若者、というやり方をやっている。清滝住宅は家賃がだいたい1万円なので、その位なら払ってもらいそのかわりサポートを充実させていくということもできるのではないかと思う。
- Q. 対象者の若者2名が正規雇用で働いているとのことだが、就職後何年かはサポートしなければならないのではないか。
- A. 就職したら退去という議論はあるが、本来の趣旨は定着までしてもらおうことなので、就職後1年位は住み続け定着に結び付けるよう進めている。就職後出て行ったケースもあるが、職場が遠く通勤できないため、他は住みながら通っている。
- Q. 希望の職種に就けず、別の職種に就職した場合、続かないということがあると思うが、どう支援しているのか。
- A. 若者からは、正社員でも給料が安く将来に希望が持てないといった意見が出てくる。こういう所で共同生活をし、バーベキューをしたり、恋愛をしたりと将来に希望を持てるようなライフスタイルというものをしっかり作っていききたいというのは、NPO法人の意見として聞いている。
- Q. 就職後1年位は住み続けられるとのことだが、その後はどうするのか。せっかく人間関係が出来てきているので住み続けられればと思うが。
- A. 就職して1年経過後、もし空き室があれば一般枠で入ってもらうというように、何らかの形で住み続けられる方法を考えている。
- Q. 公営住宅の目的外使用の部分で、どうやって制度障害を乗り越えたのか。また、若者の就労支援といったように、どこを中心に進めていったのか。

- A. 若者の就労支援という部分での根拠はそれほど大きくなく、活用例を幅広くやっているが、一番大きいのは住宅まちづくり部で地域再生計画を作り、若者だけでなく高齢者等も含め、その中で位置づけてやったという点である。その流れだと割と自由度も出て取り組みやすかった。
- Q. 国の許可基準で「1団地に1戸が原則」というのを11戸にしたと説明があったが、国の基準は目安ということで、この形にあっていれば良いということか。
- A. そうである。
- Q. 就業できない若者には医療的な支援が必要な方もいると思うが、NPO法人でそういう方を支援できるスキルを持つ職員がいるのか。
- A. 今回10戸の募集に14名の応募があり、普通はその中から10名に入ってもらうが、7名に絞った。医療的なケアが必要な方は、今回共同生活する上でリスクが高く、残念ながらNPO法人にケアできるスタッフがいないので、ご遠慮いただいた。
- Q. 今回募集からはずれた対象者に対し、アフターフォローをしているのか。
- A. 大阪府にはサポートステーションが9か所あり、そこでしっかりと継続的なサポートをしている。ぎりぎり選定漏れした方もおり、サポートして次回課題が軽くなるようであれば参加を考えている。
- Q. 各部屋のリノベーションの資材の費用はどこからか。
- A. コミュニティスペースは皆が集まる場所なので、プロに委託し施工した。テレビ、エアコン、電子レンジ、冷蔵庫等が置かれ、ここに来れば誰かがいるといったスペースにしたが、現状よく活用されている。ここで発生する費用は助成金でなく自分達で決めて出し合っている。各部屋のリノベーション費用は助成金から出している。
- Q. 普段は、自室で炊事や洗濯といったことをしつつ、コミュニティスペースでも集まってしているのか。
- A. そうである。スペースの運営は利用者の主体性に任せ、自分達でルールを決めてやっている。支援するNPO法人のスタッフも若者が多く、一緒に食事をしたり、コミュニケーションをとったりと同じ目線で支援している。また、コンサルティング会社の元職員だったスタッフがおおり、この事業によりどれだけの外的効果、地域コミュニティへの影響があったかを、若者の自立だけでなく、様々な波及要因も含め、専門的な観点から検証しており、そこに予算を使っている。
- Q. スタッフの人数はどれ位か。
- A. NPO法人の職員が2人おり、就職支援と生活支援で1人ずつ担当している。この2人が生活の面倒も見ている。その職員に2~3人ずつがヘルプするという形である。最初は現場で一緒に住む案もあったが、現状は通いでサポートしている。
- Q. 予算はどれ位か。
- A. リノベーション費用含め、年間3,300万円程度で、日本財団の助成金をほぼ活用している。多いのは人件費とリノベーション費。リノベーション一室に150万円かか

っており、10 部屋で 1,500 万円。コミュニティスペースには 500 万円かけているので、それだけで 2,000 万円である。

Q. 本事業の対象となる若者はどの程度いるか。

A. 所謂ニート層は国の統計で出ており、直近の平成 24 年度で大阪府で 43,000 人、全国だと 60 万人である。だいたい若者の 50 人に 1 人が求職活動もしていないニートの状態で、アルバイト等の短期で働いてる若者も入れると、数字的にはもう少し多い。人手不足と言われる一方で、これだけの数の未就労の若者がおり、課題である。

Q. 募集方法をどのような形でやったのか。

A. 2 種類の方法を取ったが、1 つは、関係機関へのチラシ配布やホームページに掲載する方法。もう 1 つは、サポートステーション等のニート支援機関に積極的にアプローチして誘導してもらう方法である。企業からは、ハローワークでも民間広告を出しても人がこないという声を良く聞く。若者の就労支援でもあるが、企業の人材確保というポイントもウェイトが非常に高くなってきている。



以上、平成 29 年 10 月 10 日～12 日に実施しました、総務常任委員会行政視察の報告書といたします。

平成 29 年 12 月
大船渡市議会議長 熊谷昭浩 様

総務常任委員長 今野善信